

ぎんプラNEWS

3,900円！格安保管料に遺言書は公正証書から自筆証書が主流になるのか？

2019年の民法改正により、自筆証書遺言書の書き方が緩和され、その保管制度が2020年7月からスタートしました。

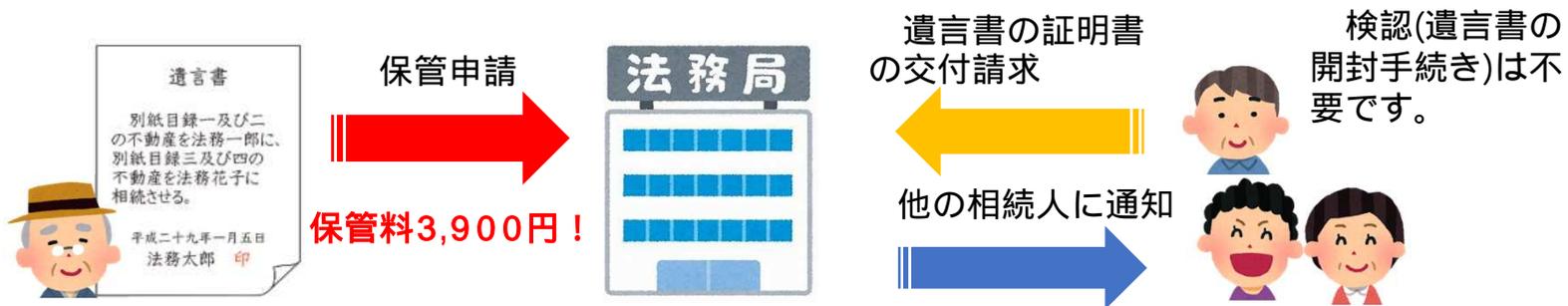
自筆証書遺言書の方式が緩和

自筆証書遺言書は、改正前は遺言者が遺言の全てを自筆で記入し、日付及び氏名を自筆して捺印する必要がありました。これが2019年1月13日以後、財産目録はパソコン等によって作成しても良い事になりました。



2020年7月10日より自筆証書遺言書の保管制度がスタート

これまでは自筆証書遺言書は、作成後に紛失をしたり、相続人によって隠されてしまったりするおそれがありました。また、遺産分割終了後に自筆証書遺言書が発見され、相続人間での紛争の原因となっていました。このような問題を防止するために、保管制度が創設されました。



橋本税理士



こんな方にはご連絡下さい！

- ・公正証書遺言書は費用負担が重いと思っている方
 - ・相続税の負担が少ない方
 - ・公正証書の書き直しがなかなか進められない方
- 私たちにご相談下さい！

わたしの
視点



ぎんざ相続プラザ
Ginza Souzoku Plaza

0120-11-3539

(イイソウツク)

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-14 銀座イーストビル5階 ぎんざ相続プラザ
(運営会社) 株式会社 BAMC associates 税理士法人 BAMC
TEL : 03-3541-2242 FAX : 03-3541-2243

URL : <https://www.ginpla.jp>

